## 建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領

平成23年2月28日 訓令第3号

**改正** 平成 23 年 9 月 30 日 訓令第 6 号 平成 23 年 10 月 28 日 訓令第 7 号 平成 24 年 7 月 23 日 訓令第 5 号

平成26年3月14日 訓令第3号 平成30年3月19日 訓令第1号 令和元年8月19日 訓令第5号

平成25年7月22日 訓令第7号

(趣旨)

第1条 この要領は、淡路広域水道企業団が発注する建設工事の入札について、極端に低廉な価格による 受注を防止すること及び公共工事の品質の確保を図ることを目的として、淡路広域水道企業団契約規程 (平成22年淡路広域水道企業団管理規程第4号) 第17条第2項の規定に基づき、最低制限価格の決定 及び事務手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象工事は、淡路広域水道企業団が入札執行する工事で、原則として250万円以上の 建設工事とする。

(最低制限価格の算定)

- 第3条 最低制限価格は、原則として予定価格(消費税及び地方消費税を含まない。)算定の基礎となった次に定める算定方式により算出した額(10,000円未満切捨て)に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。
  - (1) 建築一式工事以外の建設工事 直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55
  - (2) 建築一式工事

(直接工事費×9/10) ×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×1/10+現場管理費)×0.9+一般 管理費×0.55

(最低制限価格の決定)

第4条 入札執行者は、入札執行までに前条に定める方法により最低制限価格を決定し、入札執行者が封 筒に封印しておくものとする。

(最低制限価格の上限)

**第5条** 第3条の規定により求めた金額が、予定価格に0.9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予 定価格に0.9を乗じて得た額を最低制限価格の上限とする。

(最低制限価格の下限)

第6条 第3条の規定により求めた金額が、予定価格に 0.7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、 予定価格に 0.7 を乗じて得た額を最低制限価格の下限とする。

## (最低制限価格の公表)

- 第7条 入札執行者は、決定された最低制限価格を落札後、口頭において公表できるものとする。 (その他)
- 第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成23年9月30日訓令第6号)

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

**附** 則 (平成23年10月28日訓令第7号)

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

**附** 則 (平成24年7月23日訓令第5号)

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

**附 則**(平成25年7月22日訓令第7号)

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

**附** 則 (平成 26 年 3 月 14 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**(平成30年3月19日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月19日訓令第5号)

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。